

■鳥栖市都市計画道路見直し方法

趣 旨

市では長期にわたり未整備になっている都市計画道路について、将来的な整備の必要性や整備実現の可能性について検討を行い、新たな都市計画道路網の形成に向けた計画の見直しを進めています。

見直しにあたっては、現在、学識経験者（大学教授2名）、建築士、弁護士、市民、青年会議所、商工会議所及び佐賀県の計8名からなる「鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会」において幅広い視点から議論を行い、以下の「鳥栖市都市計画道路見直し方法（案）」のとおり進めて行くこととしています。

（資料の構成）

- ・ 検討の進め方
- ・ 鳥栖市都市計画道路見直し方針

- [Step1](#) 1.長期未着手都市計画道路の抽出（検討対象区間の設定）
- [Step2](#) 2.個別路線の評価
- [Step3](#) 3.見直し方針の決定

検討の進め方

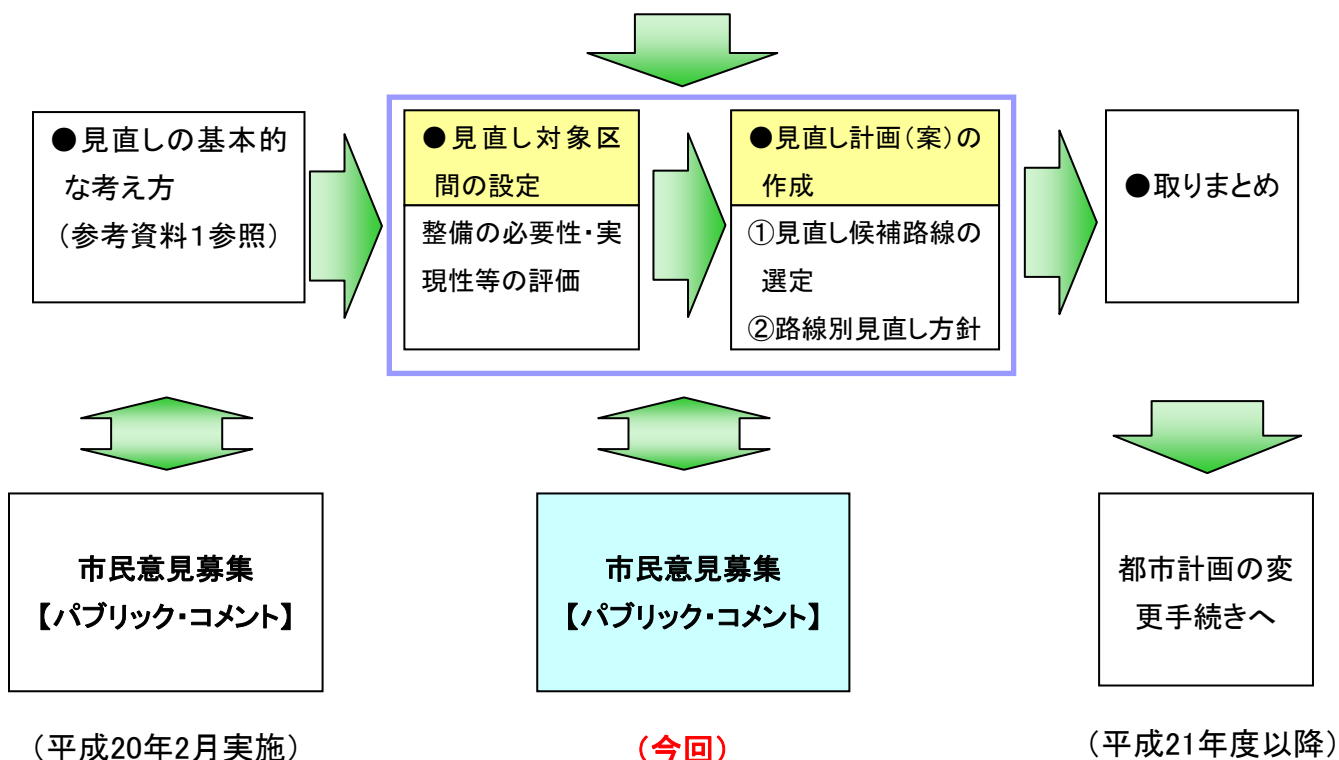
●市民意見募集（パブリックコメント）の実施と検討懇話会の開催

都市計画道路の見直しの検討を進めるにあたっては、昨年度の「見直しの基本的な考え方」と今回の「見直し方法（案）」について、パブリックコメントを実施し、皆様からご意見を伺いたいと考えています。

また、学識経験者（大学教授）2名、建築士、弁護士、市民、青年会議所、商工会議所及び佐賀県の計8名の委員による“鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会”での幅広い視点からの議論を踏まえて検討を進めていきます。

鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会

第1回（H20年9月3日実施）	第2回（H20年12月3日実施）	第3回
鳥栖市都市計画道路の現状と見直しの必要性	見直し方針、評価手法、評価項目の検討	見直し方針、評価手法、評価項目の検討



鳥栖市都市計画道路見直し方針

見直しにあたっては、佐賀県のガイドラインを参考にして進めます。

進め方としては、まず、ステップ1で、未着手区間の抽出をおこない検討対象区間を設定します。次にステップ2では、検討対象区間とした各区间での評価を行い、計画の見直しが必要な区間を設定します。その後、ステップ3で、見直し対象区間について変更もしくは廃止候補とする方針を設定した後、交通処理上問題がないことを確認して「変更素案」を作成します。

Step1

1. 検討対象区間の設定

未着手区間の抽出、課題等の整理



Step2

2. 見直し対象区間の設定

各区间で評価を実施して計画の見直しが必要な区間を設定



Step3

3. 見直し方針・変更素案の作成

(1) 見直し方針の設定

- ①道路の位置、幅員、構造等の変更のあり方
- ②廃止候補となる区間

(2) 変更素案の作成

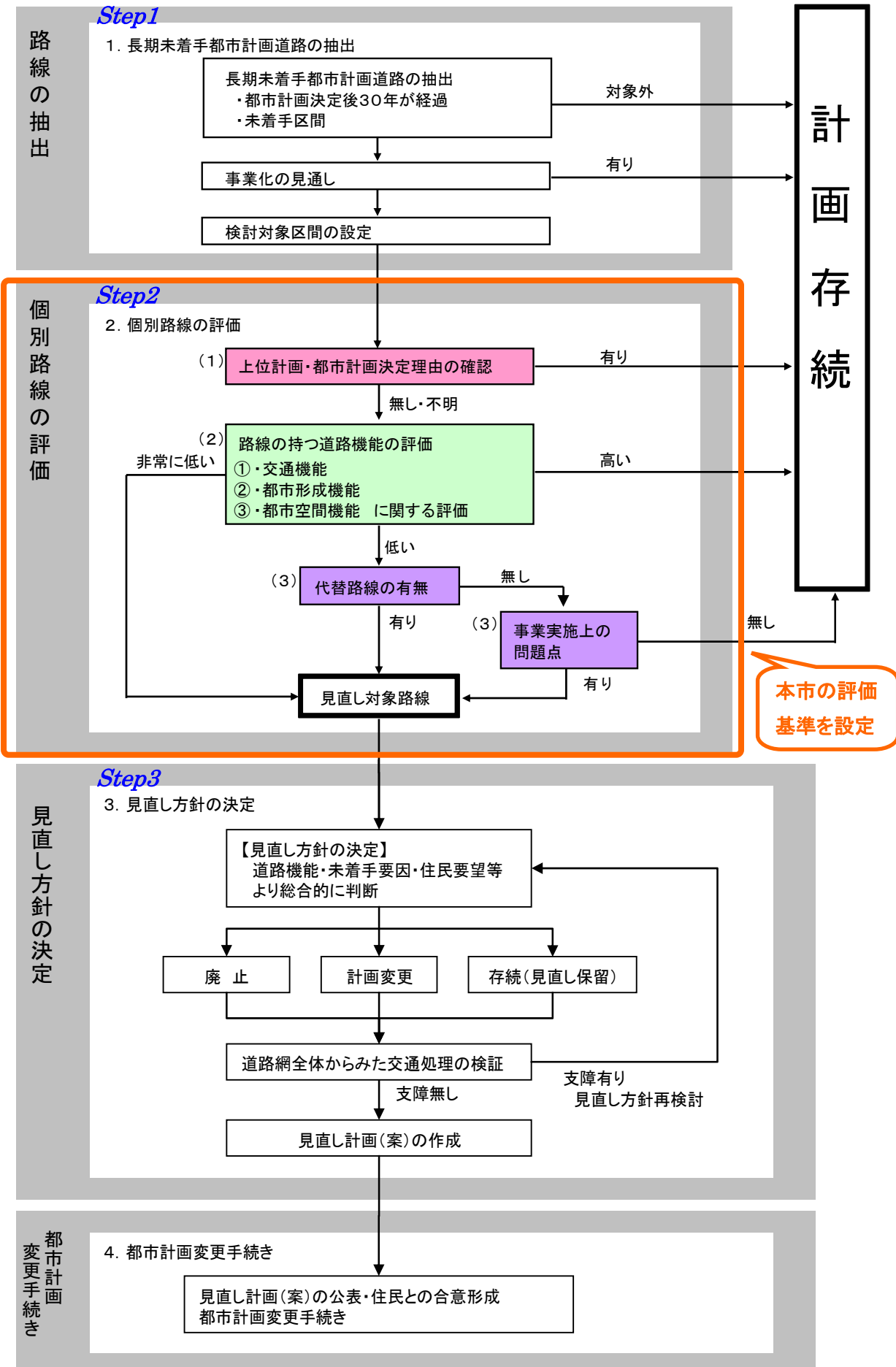
- 将来利用交通量を推計し、方針が妥当か確認
- 交通処理上問題がある場合、修正・再検討し「変更素案」を作成

具体的な見直しの方法については、
「佐賀県都市計画道路見直しガイドライン」

を参考に進める

●評価の流れ

佐賀県ガイドラインに示された以下の手順で検討を進めますが、ステップ2の「個別路線の評価」では、佐賀県ガイドラインを参考に本市の評価基準を設定して評価を行います。

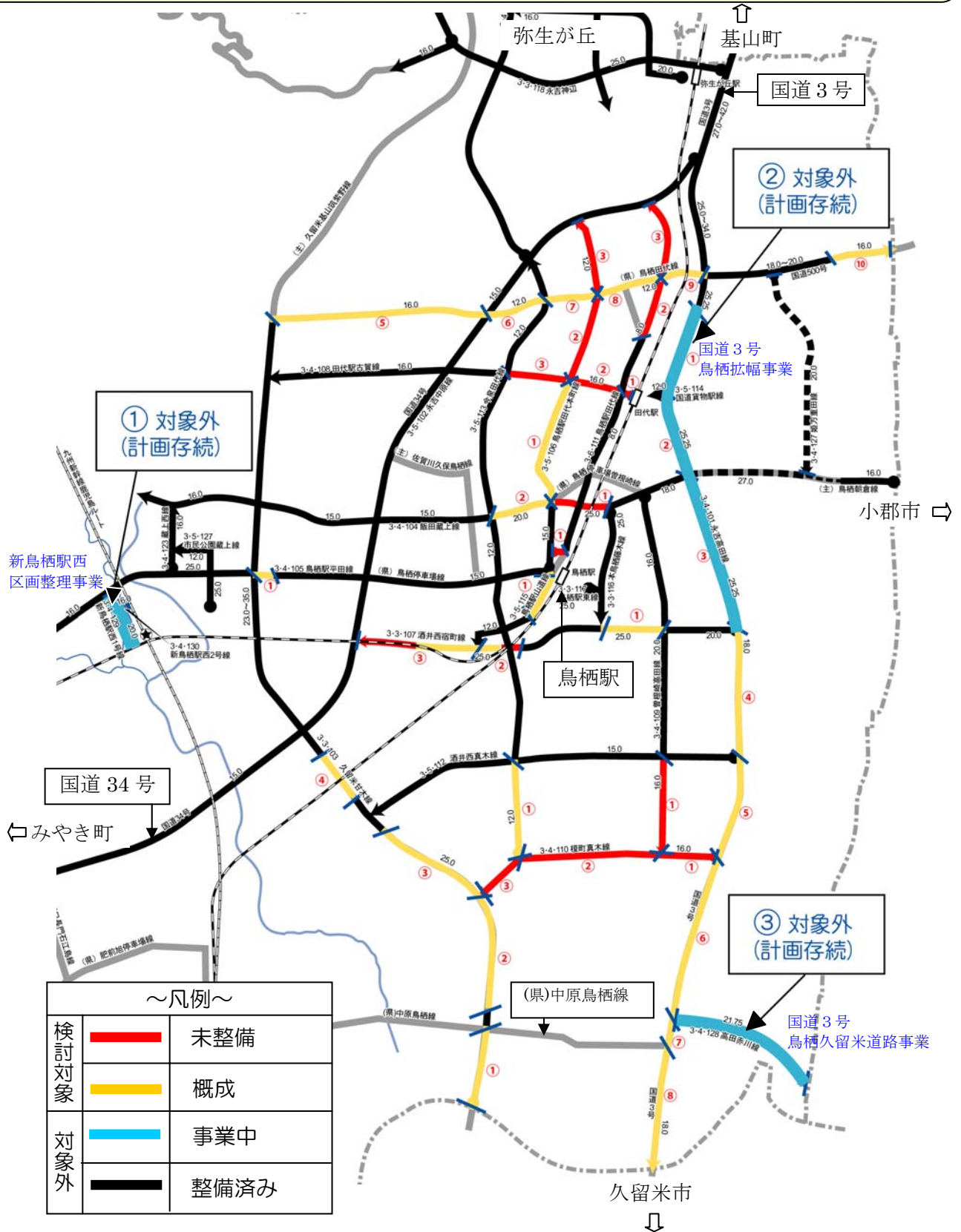


Step1

1. 長期未着手都市計画道路の抽出

● 検討対象区間の設定

今回検討を行う対象区間は、都市計画決定後概ね30年以上経過しており、現在、事業化されていない路線・区間とします。



Step2

2.個別路線の評価

上位計画や都市計画決定理由の確認や路線の持つ機能の評価により、見直し対象となる路線を決定します。評価にあたっては、佐賀県ガイドラインを参考にして本市における評価基準を設定します。

●上位計画・都市計画決定理由の確認

上位計画である都市計画区域マスタープランに位置づけられている道路や現在も当初都市計画決定時の根拠が確認できる路線については、計画存続とします。

評価項目		本市における評価基準
(1) 上位計画・ 都市計画決定 理由の確認	○ 上位計画への位置づけ	・佐賀県都市計画区域マスタープランで以下の位置づけがある道路 〔 骨格を形成し、他都市との連携を担う道路 産業軸・骨格を形成し他都市との連携を担う道路 市街地形成道路 都心軸 〕
	○ 都市計画決定理由の確認	・都市計画決定時の根拠が明確に確認できるか 〔 上位計画に位置づけがあるなど、現在も引き続き 明確な必要性がある道路か確認する 〕

●路線の持つ道路機能の評価

抽出した路線の必要性を確認するため、路線の持つ機能の評価を行います。都市計画道路は多種多様な機能を持っていますが、客観的、定量的な評価をおこなうため、代表的な都市計画の機能となる、**交通機能・都市形成機能・都市空間機能に関する以下の項目について評価**をおこないます。

評価項目			本市における評価基準
(2) 路線の持つ 道路機能の 評価	① 交通機能	a. 自動車交通	・主要幹線道路または幹線道路となる路線 ・H17 道路交通センサスにおける混雑度※ ¹ 1.00 以上の区間
		b. 歩行者自転車交通	・小中学校の通学路となる区間 ・H17 道路交通センサスにおける歩行者自転車交通量 100 人台/昼間 12 時間以上の区間
		c. 公共交通との連携	・鉄道駅から 500m 圏に含まれる区間
	② 都市形成機能	a. 都市の生活空間としての機能	・佐賀県都市計画区域マスタープランで都心軸と位置づけがある路線 ・用途地域が商業地域内となる区間
		b. 公共・公益施設へのアクセス	・官公庁、病院、市民会館、図書館へのアクセス道路
		c. 土地利用計画との連携	・流通業務団地、鳥栖商工団地、新鳥栖駅西土地区画整理事業の区域内の区間
		d. ユニバーサルデザイン・バリアフリーへの配慮	・あんしん歩行エリア※ ² 内の区間 ・デイケア等事業所、老人福祉センター、病院へのアクセス道路
	③ 都市空間機能	a. ライフラインの収容機能	・公共下水道の全体計画区域、水道区域内の区間
		b. 都市防災機能	・佐賀県緊急輸送道路、鳥栖市地域防災計画における避難場所へのアクセス道路
		c. 都市環境機能	・佐賀県家屋広告物条例※ ³ に基づく屋外広告物規制区域内の区間

※¹混雑度—12 時間あたりの交通容量に対する実交通量のこと。1 未満であれば、道路が混雑することがなく、円滑に走行できる交通状況と推定される。

※²あんしん歩行エリア—歩行者および自転車利用者の安全な通行を確保するために緊急に対応を講ずる必要があるとして指定された地区

※³佐賀県家屋広告物条例—県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について、必要な措置を定めたもの。

●機能評価の判定基準

評価項目への該当数により、路線の持つ機能を「高い」「低い」「非常に低い」の3段階に分類し路線の機能を評価します。

佐賀県のガイドラインでは以下のとおり、全項目同じ評価点で行うこととなっていますが、地域によって求められる機能が変わってくるとの考えから、本市では、評価項目間での重要性の度合いを考慮して評価を行います。

該当項目数	路線の機能	判定結果	内容説明
4項目以上	高い	存続路線	路線が多数の道路機能を持ち、整備の必要性が高い。
2～3項目	低い	代替路線の有無を確認	路線が幾つかの道路機能を持ち、代替路線により機能の確保が可能な場合には見直し対象とする。
0～1項目	非常に低い	見直し対象	路線の必要性が非常に低いと考えられ、代替路線の有無に係わらず見直し対象路線とする。

●代替路線の有無、事業実施上の問題点の確認

路線の持つ機能が「低い」と判断された路線については、既存の代替路線の有無により路線の機能が確保できるかの確認をおこないます。

また、評価区間が代替路線を持たない場合は、原則整備を行う必要があると考えられますが、事業実施環境上の問題が有る場合は見直しが必要と判断します。

確認項目		本市における評価基準
(3) 代替路線の有無、事業実施上の問題点の確認	○ 代替路線の有無	・当該路線と代替路線の離れが概ね250m以内
		・現道概成済み区間
	○ 事業実施上の問題点	・立体交差の構造変更が必要な区間
		・現行構造令では計画幅員で整備できない区間
		・長崎街道に該当する区間
		・大規模物件が存在する区間

Step3

3.見直し方針の決定

●個別路線の見直し方針の検討

以下に示す「道路機能の確保」「未着手要因の除去」「住民要望の確認」等から総合的に判断し見直し方針の決定をおこないます。

見直しの方針の代表的な事例としては「計画廃止」「計画変更」「計画存続（見直し保留）」があげられます。

○ 見直し方針決定の際の検討項目

検討項目	検 討 内 容
道路機能の確保	当該路線に必要となる道路機能（個別路線の機能評価等を参考）について、機能確保が可能となる見直し計画を検討します。
未着手要因の除去	文化財や大規模構造物等のこれまで長期未着手となっている要因を整理し、見直しにより問題の解消が可能か確認します。
住民要望の確認	都市計画道路の整備にあたっては、沿線住民との合意形成が必要不可欠であることから、住民からの要望等を確認し住民意見を踏まえた計画とします。

○ 見直し方針の代表的な事例

見直し方針	該 当 事 例
計画廃止	路線の機能から判断し、廃止しても代替となる計画の必要性がない
計画変更	車道幅員・歩道幅員の減少、片側歩道、ルート変更等を検討 大規模構造物の計画廃止や立体交差から平面交差への変更
計画存続 (見直し保留)	他事業との関連等により現時点での変更計画決定が適当ではない

●道路網全体からみた交通処理の検証

個別路線毎の見直し方針を取りまとめ、都市計画道路網全体での見直し計画（案）を作成し、道路網の交通処理機能について将来交通需要予測による検証をおこないます。検証により交通処理について問題が生じた場合には、影響があると考えられる個別路線の見直し方針を再検討し見直し計画（案）の修正をおこないます。